

午前10時31分開会

○小林たかや委員長 おはようございます。ただいまから環境・まちづくり特別委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、お手元に本日の日程をお配りいたしました。まず陳情審査は、継続中の案件が18件、調査報告（案）、そして、その他でございます。この日程のとおり進めたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、1、陳情審査に入ります。まず初めに、二番町地区のまちづくりに関する陳情、送付5-2、5-6及び5-8の3件について、関連いたします関係上、一括で審査をしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、一括で審査をいたしたいと思います。

委員の皆様の中に、ご意見、理事者への確認事項などございましたら、受けたいと思います。どうぞ。

○岩田委員 確認ですよ。

○小林たかや委員長 はい。

○岩田委員 オープンハウス。前も、この150メートルの高さについて、僕、言ったんですけども、それでも、またその後も、区の答弁で150メートルの高さが協議されてきて、という表現があったので、確認します。

今までずっと、150メートルという高さで、協議はされていなかった。ただ150メートルという高さが、まあ一人歩きしていたというか、150メートルまで建てられることが可能ですよということで、それまでずっと、区も日本テレビも、高さが何メートルになるのかという議論はされていなかったという確認。

そして、もう一つは、初めて具体的な高さが出たのは、90メートルという高さが出た。その具体的な高さが出たのは、2022年7月3日と7月4日のオープンハウスで初めて高さが出たという確認でよろしいですか。

○小林たかや委員長 理事者のほうに確認です。

担当課長。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 前回委員会でも同じご質問を承っております、150メートルという形で案を策定して議論はしておらず、最大150メートルの範囲で検討というものが案で出たというところでございます。

90メートル、初めてオープンになったというところは、7月のオープンハウスのときに、地域の皆様に90メートルという高さの設定での案をお披露目したというところでございます。

○岩田委員 で、また、さらに確認なんですけども、日本テレビは、高さ制限が60メートルというのが分かっている土地に、90メートルの案を出してきた。いきなりぽんと出すものなのか。何ていいますかね、区は、自治体は、第三者的な立場で、公平な立場でいろいろやっていただきたいんですけども、これ、日本テレビがいきなり60メートルのと

ころに90メートルという案をぽんと出してきたんですか。それとも区が、そういうのでやってみればと言ったんですか。どちらでしょう。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 高さの最終的な提案については、日本テレビのほうから出てきたというところがございますけども、促進区の運用基準に照らして、この貢献がどういった形で容積率なりに反映されていくかというような話は、そういった意見交換というのはしているところがございます。区のほうから、その高さの設定を提案しろと言ったことは、決してございません。提案自体は日本テレビのほうから出てきたというところがございます。

○岩田委員 じゃあ、90メートルもいきなり、60メートルの高さ制限があるのに90メートルの図を描いてきた、いきなり日本テレビが、ぽんと図を描いてきて出してきたというのが、正しいことなんですか。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 正確に申し上げますと、ぽんと描いてきたというよりは、今回のいろんな広場整備なりバリアフリーなりを、促進区を活用して組み立てた場合、どれぐらいの高さになるかというところでいきますと、そういった協議はしております。協議といいますか、下打合せ的なことはしてまして、そのときには、もう積み上げは770%までいくというところで、120メートルというようなところまで高さは行くと。これはもう、これだけ高さについてご議論がある中で、とてもじゃないけど整理しないと、というような形での会話というのはしたことがございます。

で、最終的にそれら、今の状況を踏まえて、高さを90で一体的に整備をしていきたいと。全体立てつけとしてそう組み立てたいという最終的な決断をして提案をしてきたのは日本テレビのほうからというところがございます。

○岩田委員 そこではなくて、広場はもう、バリアフリーも分かるんです。ただ、高さのことだけ聞きます。

60メートルの高さ制限のところ、90メートルの案をいきなり、ぽんと図を描いて日本テレビが出してきたんですか。でも、普通、規制がかかって60メートルとなっているんだしたら、いきなり90メートルという図を描いてきますかね。ということなんです。

○小林たかや委員長 えーと……

○加島まちづくり担当部長 委員長、まちづくり担当部長。

○小林たかや委員長 はい。部長。

○加島まちづくり担当部長 いいですか、私のほうで。

○小林たかや委員長 はい。

○加島まちづくり担当部長 すみません。いきなり90メートルをぽんと、ということではなくて、先ほども岩田委員からお話があったように、150メートルというような話がまずあったというところなんです。それで、協議会の中で、そこら辺はいかがなものか、地域の中からもいろいろご意見が出たといったところです。

それで、去年の、ちょっと日にちが、申し訳ありません、間違っていたら申し訳ないんですけど、2月の、たしか28とか、（発言する者あり）そのぐらいのところの協議会の中で、やはり日本テレビさん側は60メートルの中では難しいでしょうということの話があったというところなんです。で、その中で、座長のほうから100メートルは超えないですよという話がある話、そこであったというところなんです。そこでは、やはり60メー

トルというのはちょっと無理だと。ただし100メートル以下にはなるというようにところが、議論があったというようにところです。

それを踏まえて、先ほど担当課長が言ったように、日本テレビさんのほうから、90メートルというところで設計をできるんじゃないかということで、そういったところを受け、区に話がありましたので、オープンハウスで地域の方々に意見を聞くべきだということで区は判断して、オープンハウスを行ったといったようなのが実態でございます。

○岩田委員 そうです。2月28日の日本テレビの沿道まちづくり協議会です。はい。なんですけども、その協議会のときに、確かに60メートルではちょっと、とてもじゃないけどというような話でした。

でも、そこでは、まだ、何だ、何条の2だったかな。21条の2でしたっけ、提案が日本テレビから、後々ですよ、されるじゃないですか。でも、そのときには、まだされていなかったわけですよ。にもかかわらず、60メートルのところに90メートルの絵を描いて、ぽんと出してきたというのは、それは、おかしくないですかね。制限がかかっているんですよ。なのに、ぽんと日本テレビが出してくるといのは、どういうことなんでしょか、ということ。だって制限がかかっているのに、90メートル、それは確かに、これじゃあ、とてもじゃないけどやっつけられないと言われてたからって、制限がかかっているところに90メートルの絵を描いてきて、ぽんと出してきたというのは、それは、ちょっと解せないんですけど。

○小林たかや委員長 岩田委員、答弁、今言っておりますんで、同じ質問になっております。で、同じ質問をするんでしたら、先ほどの答弁で、もう終了したいと思っております。別の質問にしてください。

岩田委員。

○岩田委員 はい。だから、それは、区が何かしらこう、主導しているという言い方は悪いんですけども、ちょっともう、じゃあ90メートルでいいよみたいなような話を、最初からしていたのかと、その提案する前に。

○小林たかや委員長 答弁が、頂いておりますんで、その中で100メートルには行かないというような話をしている提案されてきたんで、という答弁をしていますんで、それ以上の答弁は出てきませんので。

○岩田委員 でも、まだそのときには提案をしているんですよ、日本テレビは。

○小林たかや委員長 まだ、指していません。指していません。

○岩田委員 じゃあ、はい。

○小林たかや委員長 質問と答弁が同じになっていますんで、整理したいと思いますんで。

○岩田委員 はい。分かりました。

○小林たかや委員長 質問の趣旨は分かりますけど、質問の仕方を変えていただけませんか。

○岩田委員 はい。分かりました。

○小林たかや委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 日本テレビが、その日テレ通り沿道まちづくり協議会内において、千代田区から現行の規制にとらわれずに提案してほしいと言われてたのでと言っているんですよ。そのときに規制が60メートルであるにもかかわらず、現行の規制にとらわれずに提案する、

してほしいと、千代田区から言うというのはおかしくないですかと言っているんです。

○加島まちづくり担当部長 現行、地区計画がかかっているというのは事実であり、まちの将来像を考えたときに、どういった対応をするかということが、やはり地域の方々にとっても、やはり未来のそのまちを考える上で、今の現行の地区計画にあまりにもこだわり過ぎて、もうそこら辺は、どうなんでしょうかとということで発言したというところでございます。

○岩田委員 地区計画って、地元の住民とか皆さん、いろいろ考えてつくって、約束事じゃないですか。それを今までのにこだわっていたら、もう、ちょっと、と言うんだったら、地区計画なんてあってないようなもんですよ。要らないじゃないですか。

で、まあそれだけじゃないです。この市町村が定める都市計画についてもそうですけどもね。その都市計画というのは、都市計画法第18条の2第1項第4号だと思うんですが、基本方針に即したものでなければならぬと書いてあったと思うんですよ。そこはどうなんですかね。ちゃんと即していますかね。

○加島まちづくり担当部長 前回の当委員会でもご説明させていただいて、資料も提出させていただいて、二番町には、もう今、地区計画がかかっているわけですね。で、その将来像だとか基本方針を大きく変えるということであれば、確かにおっしゃられるとおりだと思うんですけど、その目標にも沿っている内容の提案という形だというふうに、私たちは認識しておりますので、そういったところからすると、それは問題はないというような認識でございます。

○岩田委員 それが全体の都市計画の話だったらまだしも、一部だけをくり抜いて、ここだけ変えてしまおうというのは、もう言い方は厳しいですけども、脱法行為に近いんじゃないかなというぐらいのひどい話だと思うんですよ。それをやるんだったら、もう幾らでもできてしまう。大きい土地を持っているところだったら、幾らでもできてしまう。ここだけ地区計画を変えてくださいねと、幾らでもできちゃうじゃないですか。そういうことに関して、おかしいなというような、そういうような判断はないんですかね。

○加島まちづくり担当部長 この件に関して、前回の当委員会でご説明させていただいております。当初は、D地区ということで、再開発等促進区を定める地区計画ということなので、今の二番町の地区計画とは別に定めたほうが、D地区ということで抜け出していたほうが、より分かりやすいのかなといったところで、そういった定め方をしてみようという形になったんですけど、やはり、いろいろご意見があった中で、今のその二番町の先ほど申し上げた目標だとか方針だとか、そこら辺が大きく変わっていないということであれば、今の二番町の地区計画の中の地区整備計画ですね。その中に再開発等促進区の定める地区計画の内容を盛り込むということは、全然問題ないだろうということで、そういった形にしたといったところでございます。

○岩田委員 そういうふうに何か、そこだけ抜いたほうが分かりやすいんじゃないかなと。いや、分かりやすさだけじゃないと思うんですよ。やっぱり地元の声をもっとちゃんと聞くとか、そういうのを考えないと、考えてやらないと、かなりの皆さんが反対しているわけじゃないですか。そういう声をちゃんと聞いてくださいよという話ですよ。やっぱり。それでこそ、初めてのまちづくりだと思いますが。

○加島まちづくり担当部長 日本テレビの計画に関しましては、先ほどから出ているよう

に、7月にオープンハウスをやって90メートルということで、そこで初めて建物の高さだとか出てきたといったところです。

それを踏まえて、協議会にもご報告しながら、日本テレビから提案があったと、都市計画提案があったといったところです。で、その都市計画提案を踏まえて、区のほうとしては、進めるべきだろうということで、都市計画審議会にも報告し、都市計画法第16条2項の説明会も行い、なおかつ、いろいろと陳情でもご意見があった、公聴会も開き、公述もしていただき、そういった結果を踏まえて進めていっているというところでありますので、もちろん反対の方、賛成の方がいらっしゃるというのは事実でございますけれども、そういった経緯を踏まえて、このまちづくりに関しては進めてきているということは、ちょっとご理解を頂ければなというふうに思っております。

○岩田委員 最後にします。

○小林たかや委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 これ以上やっても、こういう感じの答弁で、なかなか答えが頂けないんであれですけど。今、進めるべきだろうというふうにおっしゃいましたけども、これだけ多くの方が反対をされていて、アンケートを取るたびに半々、むしろ反対の人が若干多いぐらいなのに、それでも進めるべきだろうって、あまりにも強引というか、強行的だと思うんですよね。ちゃんと、本当に住民の声を聞く、そういう行政になっていただきたいと、そういうふうに思います。

以上で、私の、まあ、意見として聞いてください。

○小林たかや委員長 はい。ご意見としてお伺いいたします。

副委員長。

○小枝副委員長 私のほうからは、すみません、もう、多分、最終のほうだと思いますので、1点だけ、この陳情に関して、確認はできないのかもしれませんが、公聴会の在り方に関する陳情というのが、内容として入っていたと思います。この部分が、なかなか審議できなかったなという気持ちはあるんですけども、何がその公聴会の成立要件なのかということに関しても、非常に専門性、必要な部分だというふうに思います。

都市計画審議会等で千代田区としては初の取組であったということからすると、例えば、私が気になったのは、規則には、代理人を立てるのはオーケーと、50年前ですけど規則には書いてある。でも今回、代理人を立てるのはオーケーではなくて、それでも、職員の代読はオーケーで、名前を伏せて代読はオーケーというふうにすると、あれっ、と、そうすると、誰が言ったのか、どういうふうに言ったのかということが分からない。

そういうことが成立要件としてどうなのかなというのは、非常に問われるところですけども、これは専門的な先生もいらっしゃるところで、運用指針にのっとってやるという本会議場での答弁も頂いておりますので、運用指針にものっとって、どうあるべきかということに関しては、また専門的な方々のいらっしゃる都市計画審議会等で、よりよい方法というもの、もちろん議会も関わっていきますが、できるだけそのことについては、住民からあまり疑念を抱かれるようなやり方にならないように、公平公正な在り方を追求して頂いてほしいというふうに思うんです。そこに関しては、まあ、答弁いただかなくてもそう思っていると思いますけれども、そういうことでいいですよ。よろしいですか。

○加島まちづくり担当部長 すみません。ちょっと、細かいところで代理人と代読のとこ

ろが、ちょっとよく分からなかったんで、そこはちょっとあんまり、また、答弁しちゃうとあれなので。

前々回、その前も、この公聴会の在り方、または説明会も含めて、あと区有地の活用だとか、そういったものを含めて、いろいろと、やっぱり検討していくべきだろうというご意見いただいていますので、そこら辺に関しては受け止めているつもりでございます。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。

○嶋崎委員 公聴会のことですね。いろいろとこの件に関しても、ある意味、部長が、都計審のところでご判断をしたというふうに認識しておりまして、今回は、コロナの影響もあって、リモートでの開催でしたけども、千代田にとっても非常に重い公聴会だったというふうに、私は思っています。

で、今後の、やっぱりこの公聴会の在り方というのは、何回もこの委員会でも議論になっているけれども、やはり、より、いい形の公聴会にしていくべきだと。せっかくやるんならば、やはり、皆さんがなるほどなというような公聴会にさせていただきたいと、私は思っています。せっかくそこまで役所も取り組んだわけだから。これについては、ぜひ、今後の都計審も開かれる中で、ご報告も頂きながら、先生方のご意見をぜひ聞いていただきたい。こういう形でやったけどもということでも聞いていただきたいのと、先ほど申し上げたように、よりよい公聴会に、今後、千代田としてさらに磨きをかけていってほしいというふうに思いますけれども、そこら辺の公聴会の考え方を含めて、総括的にご答弁いただければありがたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 今回の日本テレビ、また外神田一丁目に関する公聴会に関しては、都市計画審議会に、まずは報告させていただこうというふうに思っております。その中で、委員の皆様、学識経験者の方、特にいらっしゃいますので、そういった方々のご意見で、よりよい公聴会というか、そういったもののご助言を頂けるような形で進めていきたいというふうに思っています。

で、今回は、はっきり言いますと、賛成の方、反対の方という形なので、そういうふうにはならないようなまちづくりをしていくというふうな形をご指摘いただいていると、我々は思っています。そういった調整をしながら、今後、公聴会があった場合にはどうやるべきか、あるべきかということを検討していければなというふうに思っております。

○小林たかや委員長 はい。いいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、これまで委員会での陳情審査を踏まえて、委員会としてまとめを考えましたので、委員長案を皆様のところにお配りしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、配っていただけますか。

休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時53分再開

○小林たかや委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ただいまお配りいたしました文章を読み上げます。ちょっと、題名等は省略していただきます。

日テレ通り地区計画に関する陳情に対する委員会集約。

①区民からの陳情審査において地区計画で高さのルールをもつエリアに、それを超える提案が地権者からされた場合の合意形成及び公平公正な手続きのあり方について議論が集中した。

②都市計画案に対する地域合意が不十分であり、事業の公共性を確認しながら今後地域を二分することがないように合意形成を図っていける協議の場を検討すること。

③千代田区がこれを推進する場合、世論の支持と公益性、経済のバランスについて説明責任が生じる。議会は、この開発の是非について結論、見解を出す立場にはない。このようなケースにおける地区計画制度の変更の手続きは、区長の諮問機関である専門性を有する都市計画審議会において、慎重かつ丁寧な審議を行い特定行政庁としての責任を果たさなければならない。

千代田区は行政庁としての責任者であり、まちづくりの総合調整者としての役割を果たすべきであることを指摘し、執行機関に申し入れる。

以上のような集約となっております。

それでは、この集約を委員会としてまとめたいと思いますが、よろしいでございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、計3件の陳情、送付5-2、「日本テレビ通り沿道まちづくりに関するオープンハウスについての陳情」に対する回答等を受けての行政の在り方を問う陳情書、送付5-6、日本テレビ通り沿道まちづくりに係る説明会等の在り方についての陳情、送付5-8、公聴会に関する陳情につきましては、いかがいたしましょうか。

○池田委員 この件に関して、様々議論をされました。委員長が先ほど言われましたように、今委員会としてまとめることができたかと思えます。これまでの委員会での陳情審査等、並びにこの委員会での集約をもって陳情者にお返しすることでよろしいと思えますけれども、委員長にお諮りをしたいと思えます。

○小林たかや委員長 はい。

ただいま委員からのご意見を頂きました。委員の皆さん、そのような扱いでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、本日の議事録をもって陳情者にお返しし、本件の陳情審査を終了します。

それでは、次に参ります。次に、外神田一丁目南部地区のまちづくりに関する陳情、送付5-2、5-6及び送付5-8を除く計15件です。全て関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、一括で審査をいたします。

委員の皆様からご意見、理事者への確認事項などございましたら、受けたいと思います。ございますか。

○小枝副委員長 今の、先行して気になる点なんですけれども、日テレ通りのほうは、もうそろそろ広報が出るというような段取りになっているというようなことを仄聞しております。そこも、質疑をすればいろいろ、言うべきところもあったかなというふうには思うんですけれども、今日は最後ということで、（発言する者あり）それ、あ、最後じゃないな。

その、そこからすると、以前、たしか木村委員が質問された中で、広報の告知期間を担当課長、神田のほうの担当課長のほうから、2週間は置きますよというような話があった。今、議事録、ここに、手元に持ってきていませんけれども、あったはずなんです。もし、うん、木村さん、私の記憶違いだったら言ってほしいんですけど。

ところが、非常に駆け足になっていて、ちょっとこう、そういう告知期間が取られないような状況が発生しているんじゃないかという危惧をしております、その辺のところ、これから公聴会の意見を反映して区案をつくる期間もあるし、まだ、いつ広報に、外神田については広報に載るのかどうかも明らかでない中でのやり取りなんですけれども、以前、説明会で公聴会の周知期間は2週間置くと。最低でも2週間置くと言っていたことについて、答弁した課長がここにいらっしゃるので、その記憶が誤りであるかないかを答弁、まず頂けたらなと思います。

○神原地域まちづくり課長 今、この委員会のほうで、外神田の都市計画の手続についてはご議論がされていて、まだ結論が出ていないというふうな認識でございます。したがって、次回の都市計画審議会の中でご報告してから相当な時間が空いているので、今回、報告させていただこうと思っております。当然、次の段階に進むのであれば、私が申し上げたような期間をしっかりと設けた上で、手続のほうは再開してまいりたいというふうに考えております。

○小枝副委員長 この外神田計画に関しては、公聴会の意見を区民の意見の反映という手続を経て、その区案というものが出されて、区民に都市計画の運用指針にのっとった、よりそういうふうな形で、コロナも明けてきましたので、くると思いますので、そういう中でしっかりとした告知期間をもって、より多くの住民の合意を得てというような、2週間は最低でも取ると。より改善していく方法を今考えているという答弁が頂ければ、それで結構です。

○神原地域まちづくり課長 副委員長が今言われたとおり、しっかりと告知期間を取って進めてまいりたいというふうに、我々は考えております。

○小枝副委員長 木村さん、いいですか。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、これまでの委員会での陳情審査を踏まえて、委員会としての集約案を考えましたので、ただいまから委員の皆さんにお配りしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



○小林たかや委員長 はい。

それでは、休憩します。

午前 11 時 01 分休憩

午前 11 時 02 分再開

○小林たかや委員長 それでは、委員会、再開いたします。

ただいま委員の皆様にお配りしました委員会集約案を読み上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

外神田一丁目再開発に関する陳情に対する委員会集約。

①この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画運用指針に基づき 16 条 1 項の公聴会および説明会を行った結果、該当計画に対する区民の関心の高さが……

○小枝副委員長 すみません。「当該計画」

○小林たかや委員長 失礼しました。当該計画に対する区民の関心の高さが明らかとなった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。

②当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。

③都市計画の決定権者であり、まちづくりの総合調整者として準備組合を指導する立場の区は、同時に区民の財産を預かる一地主者でもあるという 2 つの立場を持っている。従って行政は、権利者及び住民が事業の将来性、公共性、公益性に不安を持つことがないように事業を見通した対応が求められる。

千代田区はこれらの責任を認識し、都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得て、判断すべきことを当委員会として確認し、執行機関に申し入れる。

以上、委員会としてのまとめとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、計 15 件の陳情、送付 3-2、外神田一丁目 1、2、3 番地市街地再開発事業の再検討を求める陳情、送付 3-6、千代田区外神田一丁目南部地区再開発事業に関する陳情、送付 3-8、清掃事務所を区のものとして建設するように求める陳情、送付 3-9、再開発共同化に係る合意形成のルールを条例として作ることを求めます。参考送付、外神田一丁目南部地区再開発事業の早期推進を求める陳情、送付 3-11、千代田区外神田一丁目南部地区再開発事業に関する陳情、送付 3-16、外神田一丁目南部地区再開発事業の慎重な調査・再検討を求める陳情、送付 4-2、外神田一丁目再開発の速やかな都市計画決定を求める陳情、送付 4-3、外神田しゃれた街並み条例の指定は保留、見直しをお願いいたします。送付 4-7、外神田一丁目再開発計画の再考を求める陳情、送付 4-8、意向調査の実施に関する陳情、送付 4-9、外一再開発、法 17 条手続き検討前のご調査ご議論を求める陳情、送付 4-12、外神田一丁目南部地区再開発の都市計画早期決定を求める陳情、送付 4-18、外神田一丁目南部地区再開発中止を求める陳情、送付 5-10、公聴会における意見の反映等に関する陳情につきましては、いかがいたしましょうか。

○木村委員 各陳情書についてのちょっと考え、扱いについて、意見を述べさせていただきます。

それで、まず、これまでの当委員会の陳情審査の進め方で、五つの項目に整理し、調査を進めてきました。さらに、説明会、公聴会を開催し、また5項目に基づく専門家の意見聴取も行ってきたと。陳情審査、また、あるいは調査について、一定の段取りを踏んで行ってきたというふうに考えるものです。

また、調査を踏まえた集約に、そのまとめについても、今3点、委員長が集約されました。公聴会での公述内容を都市計画案に反映させること。それから、区有施設を当該エリアに含む場合は、より早い段階からの住民参加を委員会としてまとめたこと。さらに、事業の見通しをもった対応という点で、内容についても、全員が一致できるような、そういう集約だったと考えます。進め方、内容、両面においても、当委員会での一定の役割を果たしたんじゃないかなというふうに、私は思います。

で、この集約をもって、陳情者にお返しされたらどうかと、そう私は考えます。ぜひ、お取り計らいをお願いします。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 ただいま委員から意見がございましたが、委員の皆様を確認いたします。そのような取扱いでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。ありがとうございます。

では、本日の議事録をもって陳情者にお返しし、本件の陳情審査は終了いたします。

以上で、日程1、陳情審査を終了します。

次に、日程2、調査報告（案）に入ります。委員の皆様のお手元に、調査報告（案）をお配りしております。当委員会として、これまでの委員会活動について調査報告の案として委員のみに配付しております。本日の内容を反映した報告（案）を、後ほどお送りいたしますので、ご意見等ある場合は、委員長にお申し出いただき、その後、正副一任で対処したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、次に参ります。日程3、その他に入ります。

執行機関、何かございますか。（発言する者あり）

委員の方は何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、日程3を終了します。

次に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども委員会が開会できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。

それでは、本特別委員会が設置されてから、本日を含めて合計19回の委員会を開催し

てまいりました。委員の皆様には、ここまで真摯に調査、審査を頂きましたこと、誠にありがとうございます。お礼申し上げます。

それでは、本日は、この程度をもちまして委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時10分閉会